

令和 4 年 第 2 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(6 月 14 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

1	神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例の新旧対照表	1
2	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表	5
3	警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約の内容	6
4	動産の取得の内容	8

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 暴力団排除特別強化地域（第26条の3・第26条の4）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第27条～第31条）</u></p> <p>第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）暴力団排除特別強化地域 暴力団排除を特に強 力に推進する必要がある地域として、別表の左欄 に掲げる市区のうち、それぞれ同表の右欄に掲げ る地域をいう。</u></p> <p><u>（8）特定営業 次に掲げる営業をいう。</u></p> <p><u>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律（昭和23年法律第122号。以下「風営 法」という。）第2条第1項に規定する風俗営 業</u></p> <p><u>イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特 殊営業</u></p> <p><u>ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食 店営業</u></p> <p><u>エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託 営業</u></p> <p><u>オ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛 生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の 許可を受けて営むもの（風営法第2条第4項に 規定する接待飲食等営業又はウに該当するもの を除く。）</u></p> <p><u>カ 風俗案内（異性の客の性的好奇心に応じてそ の客に接触する役務を提供する営業又は歓乐的 雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてな して飲食をさせる営業に関する情報の提供を受 けようとする者の求めに応じ、有償又は無償 で、当該情報を提供することをいう。）を行う ための施設を設けて、当該施設において、風俗 案内を行う営業</u></p> <p><u>キ 道路その他公共の場所において、不特定の者 に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業 （アからカまでのいずれかに該当するものを除 く。）</u></p> <p><u>（ア）アからカまでのいずれかに該当する営業に 関し、客引きをすること。</u></p> <p><u>（イ）アからカまでのいずれかに該当する営業に 関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書 図画を配布し、若しくは提示して客を誘引す ること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第5章 雑則（第27条～第31条）</u></p> <p><u>第6章（略）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p><u>(ウ) アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。</u></p> <p><u>(エ) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。</u></p> <p><u>(9) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。</u></p> <p>第3条～第26条の2 (略)</p> <p><u>第5章 暴力団排除特別強化地域</u></p> <p><u>(特定営業者の禁止行為)</u></p> <p><u>第26条の3 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務(業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受け</u> <u>てはならない。</u></p> <p><u>2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。</u></p> <p><u>(暴力団員の禁止行為)</u></p> <p><u>第26条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供してはならない。</u></p> <p><u>2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。</u></p> <p><u>第6章 (略)</u></p> <p>(調査及び立入り)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、第17条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は第26条の2第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をした疑い(第25条第2項の規定に違反する行為をしようとしている疑いを含む。)があると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実(同項の規定に違反する行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあつては、当該行為をしようとしている事実)を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p><u>第7章 (略)</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 相手方が暴力団員であることの情を知つて、第26条の3の規定に違反した者</u></p> <p><u>(4) 第26条の4の規定に違反した者</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第3条～第26条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 (略)</u></p> <p>(調査及び立入り)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公安委員会は、第17条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をした疑い(第25条第2項の規定に違反する行為をしようとしている疑いを含む。)があると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実(同項の規定に違反する行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあつては、当該行為をしようとしている事実)を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p><u>第6章 (略)</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

2 前項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第33条～第35条 (略)

別表 (第2条関係)

市区	地域
横浜市鶴見区	鶴見中央1丁目、鶴見中央4丁目、豊岡町
横浜市神奈川区	鶴屋町2丁目
横浜市西区	北幸1丁目、南幸1丁目、南幸2丁目
横浜市中区	相生町1丁目、相生町2丁目、相生町3丁目、相生町4丁目、相生町5丁目、相生町6丁目、曙町1丁目、曙町2丁目、曙町3丁目、曙町4丁目、伊勢佐木町1丁目、伊勢佐木町2丁目、伊勢佐木町3丁目、伊勢佐木町4丁目、伊勢佐木町5丁目、伊勢佐木町6丁目、太田町1丁目、太田町2丁目、太田町3丁目、太田町4丁目、太田町5丁目、太田町6丁目、尾上町1丁目、尾上町2丁目、尾上町3丁目、尾上町4丁目、尾上町5丁目、尾上町6丁目、黄金町1丁目、黄金町2丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末吉町1丁目、末吉町2丁目、末吉町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目、住吉町5丁目、住吉町6丁目、長者町5丁目、長者町6丁目、長者町7丁目、長者町8丁目、長者町9丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、常盤町3丁目、常盤町4丁目、常盤町5丁目、常盤町6丁目、野毛町1丁目、野毛町2丁目、羽衣町1丁目、羽衣町2丁目、羽衣町3丁目、花咲町1丁目、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、弁天通1丁目、弁天通2丁目、弁天通3丁目、弁天通4丁目、弁天通5丁目、弁天通6丁目、蓬萊町1丁目、蓬萊町2丁目、蓬萊町3丁目、真砂町1丁目、真砂町2丁目、真砂町3丁目、真砂町4丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目、港町5丁目、港町6丁目、南仲通1丁目、南仲通2丁目、南仲通3丁目、南仲通4丁目、南仲通5丁目、宮川町1丁目、宮川町2丁目、山下町、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、吉

(新設)

第33条～第35条 (略)

(新設)

	田町、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目
横浜市南区	真金町2丁目
横浜市港北区	新横浜1丁目、新横浜2丁目
川崎市川崎区	砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、小川町、東田町、堀之内町、南町、宮本町
川崎市中原区	上新城2丁目、小杉町3丁目、新城、新城1丁目、新城3丁目、新城5丁目、新丸子東1丁目、新丸子町
相模原市中央区	相模原2丁目、相模原3丁目
横須賀市	大滝町1丁目、大滝町2丁目、本町1丁目、米が浜通1丁目、若松町1丁目、若松町3丁目
平塚市	明石町、宝町、錦町、紅谷町
藤沢市	鶴沼石上1丁目、鶴沼橋1丁目、藤沢、南藤沢
小田原市	栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、本町2丁目
厚木市	旭町1丁目、泉町、中町2丁目、中町3丁目、中町4丁目
大和市	中央1丁目、中央2丁目、大和東1丁目、大和東2丁目、大和南1丁目

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
本則 第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）				本則 第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
1～4 (略)				1～4 (略)			
4の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に関する知識に関して行う講習を受けようとする者	認知機能検査員講習手数料		1,450円 (運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項に規定する者が受ける場合にあつては、 <u>1,200円</u>)	4の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に関する知識に関して行う講習を受けようとする者	認知機能検査員講習手数料		1,400円 (運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項に規定する者が受ける場合にあつては、 <u>800円</u>)
5～21 (略)				5～21 (略)			
備考（略） 別表第2・別表第3（略）				備考（略） 別表第2・別表第3（略）			

入札執行状況調書

工事名称 警察本部庁舎無停電電源装置更新工事

- 1 開札年月日 令和4年4月5日
- 2 落札額 778,437,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 70,767,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
827,827,000	778,437,000	778,157,380

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
協同電気(株)	横浜市中区山下町	代表取締役 西堀 達也	707,670,000	落札
稲葉電気興業(株)	相模原市中央区 清新	代表取締役 稲葉 俊明	708,800,000	
井上電気(株)	海老名市大谷北	代表取締役 加兒 克利	708,985,600	
東洋電装(株)	横浜市鶴見区 大黒町	代表取締役 和田 晃	709,164,200	
(株)つくし電業所	厚木市金田	代表取締役 鈴木 八郎	740,000,000	
京浜電設(株)	横浜市神奈川区 松見町	代表取締役 福島 佳孝	756,540,000	超過
(株)ミライト	東京都江東区豊洲	代表取締役 中山 俊樹		辞退
横浜ユアサ産業電池(株)	横浜市瀬谷区 中屋敷	代表取締役 森本 一寛		辞退
(株)共栄社	横浜市中区住吉町	代表取締役 山口 宏		辞退
栗原工業(株)	大阪市北区南森町	代表取締役 横井 正温		辞退

あきら (株)	東京都中央区 東日本橋	代表取締役 中川 崇		辞退
東栄電設 (株)	横浜市旭区 鶴ヶ峰本町	代表取締役 東谷 充		辞退
東電同窓電気 (株)	横浜市西区桜木町	代表取締役 浅水 一成		辞退
NEC ネットエスアイ (株)	東京都文京区後楽	代表取締役 牛島 祐之		辞退
合同電気工事 (株)	相模原市中央区 富士見	代表取締役 大岩 茂		辞退
尾鈴電気 (株)	横浜市保土ヶ谷区 仏向町	代表取締役 高島 努		辞退
新興電設工業 (株)	横浜市西区戸部町	代表取締役 池松 忠彦		辞退
(株) 太陽システム	横浜市中区 富士見町	代表取締役 鳥井 真		辞退
富士電機 (株)	東京都品川区大崎	代表取締役 北澤 通宏		辞退
(株) エフトリア	川崎市川崎区 富士見	代表取締役 杉山 亨		辞退
(株) 関電工	東京都港区芝浦	取締役社長 中摩 俊男	689,500,000	失格
(株) ケンモチ電機	厚木市愛甲東	代表取締役 剣持 陽子	694,979,600	失格
相原電機 (株)	伊勢原市白根	代表取締役 相原 英生		不着
メルビック電工 (株)	横浜市神奈川区 新子安	代表取締役 田中 修		不着
(株) ティエスイー	大和市深見西	代表取締役 高橋 正実		不着

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

入札執行状況調書

件名 航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステム

- 1 開札年月日 令和4年4月27日
- 2 落札額 333,300,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 30,300,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
349,558,000	333,300,000	—

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
(株)東通インターナショナル	東京都千代田区 九段北	代表取締役 伊藤 章	303,000,000	落札

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。